

浜田知事再選後、初めての一般質問をさせていただきます。

浜田県政1期目は、とにかく、がむしゃらに走り抜けてきたなあ～と感じます。

そして、持ち前の行動力で、観光や県産品振興に力を入れ、全国に香川県の認知度を高めてきたことは大いに評価したいと考えています。

また、県民各層の意見を聞き、「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定し、きめ細かな政策を打ち出していることも評価します。

さて、2期目に入り、これからが浜田県政の真価が問われるのではないかと考えます。

1期目のように色々な立場の人の意見を聞くということは良いことですが、一方で、その要望を実現したために予算も拡大傾向に陥りやすくなります。その点の指摘は、私たち議員の役割だと考えています。

私が県議会議員に出馬しようと考えた動機は、2004年の時の「県の財政危機宣言」でした。二度と、あのようなことは繰り返させないためにも、財政を勉強し、議会の中からチェック機能を果たさなければならないと決意したからです。そのため、一生懸命に地方財政を勉強させていただきました。私にとっても、あの出来事が、「政治の世界にだけは入らない」と決めていた気持ちを打ち砕き、今日、この場に立っているきっかけとなったわけで、私の人生の大きな岐路になったのではないかと考えています。

そこで、今任期、最後の一般質問になると思っていますので、私のライフワークである地方財政、県財政運営を中心に質問させていただきます。

知事にとっては、耳の痛い話になると思いますが、真摯に受け止めていただき、県財政運営を少しでも健全な方向に導いていただくことを冒頭をお願いして質問に入ります。

知事は、本議会冒頭の提出議案説明要旨の中で、来年度の予算編成等について、次のように述べられています。

国は、「リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り換えを進めていき、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化などや、財源確保に向けて積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組みを加速して進めていくとしている」という認識のもとで、「地方交付税等の見通しは、楽観できる状況ではない」と述べられています。

さらに、消費税率の引き上げの実施延期や法人実効税率引下げの法人事業税等への影響や自動車取得税及び自動車税の見直しなど、不確定要素が多くあり、「税収の見通しも不透明である」と述べられています。

そして、来年度の地方交付税総額を含めた一般財源総額の確保は、なお不透明な状況にあり、「地方財政は、引き続き厳しい状況にある」と述べられています。

再度、申しますが、「地方交付税等の見通しは、楽観できる状況ではない」「税収の見通しも不透明である」「地方財政は、引き続き厳しい状況にある」と知事は述べられています。

そこで、県財政運営について、数点お伺いします。

まず、11月補正についてお伺いします。

11月補正は、5年連続の毎年の恒例行事になりました。

2010年には69億円、2011年には44億円、2012年には45億円、2013年には47億円、そして本年に50億円の公共事業の11月の補正予算計上であります。

過去5年間の日銀高松支店10月期の香川県金融経済状況を振り返ってみますと、

2010年10月期は、「香川県内の景気は、厳しさが残るものの、緩やかに持ち直している。公共投資は、減少に転じつつある。」

2011年10月期は、「香川県内の景気は、一部に幾分弱めの動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。公共投資は、減少している。」

2012年10月期は、「香川県内の景気は、このところ足踏み状態となっている。公共投資は、持ち直し基調にある。」

昨年10月期は、「香川県内の景気は、緩やかに回復しつつある。公共投資は、増加している。」とされています。

そして、本年10月期は、「香川県内の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられているが、基調的には緩やかな回復が続いている。公共投資は高水準で推移している。」とされています。

2010年10月期は、「公共投資は、減少に転じつつある。」

2011年10月期は、「公共投資は、減少している。」

2012年10月期は、「公共投資は、持ち直し基調にある。」

ここまでは、国の経済対策に合わせて県の単独の公共事業への投資は理解できます。

しかし、昨年10月期は、「公共投資は、増加している。」

そして、本年10月期は、「公共投資は高水準で推移している。」

また、今月5日に発表された11月期においても、「公共投資は高水準で推移している。」と発表されているという状況の中で、なぜ、本年も今議会に地域活性化対策として、昨年に続き県単独で50億円もの公共事業を実施しなければならない状況と判断したか疑問が生じます。

また、7月～9月期のGDPの速報値でも、公共投資は前期比2.2%増加となっています。

さらに、直近に発表された香川労働局の10月分の労働市場の動向でも、「建設業は、専門職、技能職不足から、引続き人手不足感は強く、求人数は高水準で推移している。新規求人の20%近くが工事監督など専門職であり、60%を超える技能工も経験・技能を必要とするものが依然として多い。」とされています。

私も社会保険労務士をしていますから、県内の建設業や設備会社の経営者の方から、お話を伺う機会があります。

経営者の皆さんは、どう言っているか。

職人を徳島や高知から来てもらっています。

仕事はあるが、技術者がいないので取りにいけない。

これまで、従業員をスリム化してきた中で、急激に仕事を増やしても、将来の持続性、展望が見えない中で、雇用をなかなか増やすことは難しいという現場の生の声があります。

もっと、公共事業を急激に増やしたりせず、毎年平準化して発注してほしいという声が寄せられています。

この声を知事は、どう受け止められているのか。

さらに、財政調整基金をせっかく 9 月議会で昨年度の剰余金の 2 分の 1 の 3 1 億円積立てたのに、今議会で積立てた額以上の 4 7 億円も取り崩してまで、さらに新たに県債を 1 7 億円発行してまで緊急的に対応しなければならない公共事業中心としての経済対策が必要なのでしょうか。経済対策が必要と考えるなら、公共事業ではなく、人に直結する投資をすべきです。また、来年の一般財源確保が不透明な状況であるという知事の認識がある中で、財政調整基金の残額が 6 5 億円ということで、来年度の予算編成は対応できるか心配です。

これらの諸条件を考えると、5 年連続毎年 11 月補正をするのは、従来どおりやっているからというワンパターンの財政運営をしているとしか思えないわけです。県内の経済状況、中小企業の動向を本当にどこまで把握しているのか疑問を持たざるを得ません。

さらに、1 年ぐらい先しか考えていない財政運営ではないのか疑問を持たざるを得ません。

もっと持続可能な財政運営を心掛けるべきと考えますが、これらの私の疑問にどう考えておられるのか、知事のお考えをまずお聞きします。

(浜田知事答弁)

三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政運営のうち 1 1 月補正予算についてであります。

私は、就任以来、経済・雇用状況等を注視し、国の補正予算に呼応することはもとより、県独自の経済活性化対策に取り組むことが、県経済の活性化や雇用の創出を図る上で重要であると考え、時機をとらえ、補正予算を提案してまいりました。

このうち、昨年 1 1 月については、本年 4 月からの消費税率引上げを前に、緩やかに回復しつつある本県経済を確実に成長軌道に乗せ、景気持ち直しの動きを波及させるために補正予算を提案いたしました。

本年 1 1 月については、基調的に緩やかな回復を続けているものの、円安の進行に伴う原材料費等の価格上昇による中小企業・小規模事業者の先行き不安に対する声や、下方への局面変化を示した県内景気動向を踏まえ、公共土木施設等の維持修繕などの財政需要への対応を図り、生活・産業環境の水準確保や資金循環の促進などにより、地域と経済の活性化につなげるべく、決算剰余金の範囲内で財政調整基金を活用し、補正予算案を提案したものであり、御理解を賜りたいと思います。

なお、財政調整基金と県債管理基金の合計額をみると、平成 2 1 年度末は約 1 4 8 億円で、今回補正後見込みは約 3 1 1 億円となっております。

いずれにせよ、平成27年度予算編成については、引き続き、「財政運営計画」に即した財政健全化に向けた取組みを行いつつ、より一層、施策の選択と集中を徹底するとの考え方により対応していくこととしておりますが、今後、さらに、御指摘のような持続可能な財政運営を心掛けてまいりたいと考えております。

二つ目は、中期的な財政運営について、お伺いします。

香川県は、過去に2004年に財政危機宣言を発し、このままでは3年後に財政再建団体に陥るとして、財政再建方策を策定し、財政再建に取り組んできた経緯があります。

2009年から実施された自治体財政健全化法の前の方地方財政再建促進特別措置法では、都道府県の場合、赤字額が標準財政規模の5%になれば、財政再建団体に該当することになっていました。新法の自治体財政健全化法においても、「実質赤字比率」では、早期健全化基準は、都道府県が標準財政規模の3.75%です。また、財政再生基準は5%です。

2013年度決算での香川県の標準財政規模は、2,569億円ですから、2,569億円の3.75%は96億円、2,569億円の5%は128億円になります。

私は、今後も2004年度の三位一体改革の時のように、国が一方的に地方交付税を大幅に削減することも予想されることから、国の政策変更があっても、耐えられる自治体財政に体力を付けることを追求しなければ、地方自治体は一機に崩壊してしまう可能性があると考えています。

そのため、最低でも財政再生基準の5%にあたる128億円の財政調整基金は常に確保することが、大事であると考えています。

国の財政状況がなかなか厳しい時です。景気の先行きもまだ不透明なところがあるという時ですから、いろいろと必要な時に、財政の機動的な対応が出来るような体制を取っておくことは必要だろうと思っています。

それにしても、11月補正後、財政調整基金の残額が65億円というのは、いささか心もとない財政基盤ではないかと考えます。

私は、標準財政規模の5%は常に確保する目標を掲げるべきと考えますが、知事は、財政基盤の構築に向け、財政調整基金を常時どれくらい確保しておかなければならないと考えているのかお伺いします。

(浜田知事答弁)

次に、財政調整基金についてであります。

財政調整基金は、年度間の財源の調整を行い、財政の健全化を確保するためのものであり、地方財政法に基づき決算剰余金の一部を積み立てるとともに、予算執行段階における経費の節減等により、取崩しの抑制に努めた結果、近年、年度末における同基金の残高は増加傾向にあります。

議員御指摘のとおり、今定例会に提案させていただいた補正予算後の財政調整基金の残高見込みは約65億円であり、十分な額とは言えないものの、来年度当初予算を編成する上では、一定の額を確保できているものと考えております。

財政調整基金の確保目標については、議員御指摘の点も参考に、経済不況による税収減や国の制度変更など不測の事態に機動的に対応できるよう、他県の状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

三つ目は、県債管理基金の積立と取崩しのルールづくりについてであります。

県債残高は、2013年度末で8,434億円であり、県民一人当たり84万円であります。

過去5年間を振り返ってみますと、残高が前年度に比べて、233億円、305億円、123億円、129億円、77億円と増加してきました。

人口減少が進んでいく状況の中で、将来世代の負担が毎年毎年増えていくことに危惧するものであります。その大きな原因は、地方の財源不足を地方交付税でなく、臨時財政対策債で賄わせていることは言うまでもありません。国に向けて、抜本的な改革を求めることも言うまでもありません。同時に、地方自治体も、今後の県債の償還に対して計画性を持って対応する必要があります。

よって、この間、毎年度の決算剰余金のうち、2分の1は財政調整基金、そして残りのうち大半を県債管理基金に積み立てるルールが構築されつつあることは評価します。

しかし、取崩しについては、私は、昨年11月議会の総務委員会と本年2月議会の総務委員会において、場当たりの計画性がないことを指摘させていただきました。

年度ごとに当初予算ベースで申し上げますと、取崩額が2007年度は45億円、2008年度は68億円、2009年度は13億円、2010年度は9億円、2011年度は11億円、2012年度はゼロ、2013年度は122億円、2014年度は34億円を取り崩すという形をとっています。

確かに、決算ベースでは、これ程の取崩しは行われていません。

しかし、これは1年間の執行した後の結果でありまして、予算編成としては好ましくないと考えます。

600億円ぐらいの毎年の償還に対して、県債管理基金はいくら充当し、一般財源はいくら充てるというようにしなければ、計画性がありませんし、財政を持続できません。当時の西原政策部長は、従来からこの県債管理基金に関しては、財源対策用の基金として位置づけて、財源が不足する場合に取り崩しを行ってきましたと述べられました。

しかし、県債管理基金は、条例の第一条に書かれている通り、「県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するためのものがあります」と書かれています。この間の県債管理基金を財源対策用の基金として位置づけて対応するのであれば、財政調整基金1本でいいのではないのでしょうか。県債管理基金の使い方がおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

この間の県債管理基金の取崩しは、一般財源を浮かすか浮かさないかの議論となってきたと思います。私は、財政というのは持続性が必要だと思っているものですから、それなりの余裕を持って、リスクに備えたときの管理体制をしないと、結局2004年の県財政危機宣言を出した時と同じことの繰り返しになるという危機感を持っています。

確かに、予算編成する側としては、そこまで縛られると編成しにくいという側面があると思いますが、これだけの県債残高が増えつつある状況を考えると、県債管理基金の積立と取崩しについて大まかなルールが必要と考えますが、知事のお考えをお伺いします。

(浜田知事答弁)

次に、県債管理基金についてであります。

本県における県債の償還は、一定割合を定時に償還する方式を基本としているものですが、臨時財政対策債の発行等に伴い増加している今後の県債の償還に備え、決算剰余金の一部を積み立ててまいりました。

この県債管理基金については、県債の償還に充当する形で当初予算編成における全体の財源不足に対応しており、当面そのような活用を考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、計画性をもって県債の償還に対応するという視点は重要でありますので、県債の償還や財政調整基金を含め全体的な取扱いを考える中で、検討したいと考えております。

私は、地域と経済の活性化を図り、豊かな未来を実現するためには、県内経済の動向を注視し、機動的な対応を講じながら、好循環を生み出す施策展開が不可欠であると考えており、一方で、地方財政を取り巻く環境を見据え、持続可能な財政構造の下で、県政運営を行うことが地域社会への責任であると考えておりますが、地方交付税をはじめとする一般財源総額の見通し等が不透明な中、お尋ねの財政調整基金の確保目標や県債管理基金の計画的な取扱いなどは、今後の財政運営にとって重要な課題ばかりであります。

これらについては、当面、人口減少が続く中で、計画的で身の丈にあった財政運営は強く求められると考えており、御指摘の点も含め、今後の財政需要の動向に留意しながら、次の財政運営計画策定の中で、十分に検討したいと考えております。

次に、旧県立中央病院の跡地利用について、お伺いします。

新県立中央病院が本年3月に移転して以来、9か月が経過し、当初想定していた外来患者数より大幅に増えており、中央病院が本来果たすべき急性期医療の役割に支障が出るぐらい県民の信頼が高い病院と認識されていることは喜ばしいことでもあります。

ところで、旧県立中央病院の施設や跡地の対応についても、そろそろ検討を始めるべきではないかと考えます。

平成20年3月に策定されました「新香川県立中央病院基本計画」の新香川県立中央病院の整備の概算整備事業費を見ても、現施設の解体や現在地の売却予定となっております。

そこで、まず、現在どのような状況にあるのか、病院事業管理者にお伺いします。

ところで、昨年6月7日に、地元亀阜校区コミュニティ協議会や連合自治会から、知事と病院事業管理者に要望書が提出されております。

要望内容は、「中央病院移転後の跡地は、高松市の中心部にある番町五丁目に位置する大規模な土地であるとともに、南側と西側は緑豊かな稲荷山・石清尾山に包み込まれ、四季折々の風情に心も和む素晴らしい地域の中にあり、付近には、香川大学や附属高松小学校、同幼稚園、高松高校、紫雲中学校、亀阜小学校、英明高等（中）学校などの県下に誇れる教育施設、香川県庁や高松市役所、四国財務局などの官公庁を有し、また、石清尾八幡宮、中野天満宮をはじめとする神社仏閣や住宅地区にも近い土地である。

このような地域の特性を十分に考慮した、跡地の利活用をご検討ください。」とのことでした。

また、本年 2 月県議会の自由民主党議員会の佐伯議員の代表質問でも、「現中央病院跡地は、高松市内中心部にあって、広大な区画を有する土地であり、県の貴重な財産でもあることから、短期的な見地からではなく、将来を見据えた中長期的な観点から、県行政の用途に供することも含め、地域の発展に資する利用が強く望まれるところであり、その跡地利用については、地域の住民はもとより県民においても注目しているところである。」と訴えられていました。

それに対して、小出病院事業管理者は、「現中央病院の跡地については、平成 20 年 3 月に作成した新香川県立中央病院基本計画において、現在地を売却することとして収支計画を立てている。新病院の建設に当たっては、その経費の一部に土地の売却益を充当することとしており、売却益が減少すれば病院の経営に影響を及ぼすことが懸念されることから、有利な条件で売却したいと考えている」との答弁でありました。

知事も 1 月 27 日の定例記者会見で、同じような発言をし、「そういった点から、一般論としては、一般競争入札で売却するのが原則だと考えている。」と述べられていますが、一方で、「病院跡地の売却の方法については、今後、県議会をはじめ、様々なご意見を伺いながら、検討してまいりたい」ともおっしゃっておられます。

確かに、旧中央病院の跡地は整備計画では売却代金 30 億円を予定し、そのうち解体費 12 億円という予定になっていますが、当時より路線価も下がり、消費税増税、工事費も値上がりしていることも想定される中、どれほどの売却益が出るのかという疑問もあります。

私は、単に「売れたらよい」というのでは、工夫がないのではないかと考えます。

仮に、売却するにしても、公募型プロポーザル方式（公募提案型）による売却を実施して、地域のまちづくりに生かすべきと考えます。

他県の先進的な事例を見てみますと、単なるマンション建設だけでなく、複合施設を併設して、その一帯を生活空間も備えた施設整備を実施しているところもあります。

例えば、一般住宅マンションに付随して、

一部を国土交通省の交付金を活用して、サービス付き高齢者住宅の建設やそれに付随した配食サービスの担い手の料理屋（飲食店）、訪問看護ステーション、健康用品店など、

さらにクリニック、調剤薬局、カルチャー教室など

また、スーパーとは違った野菜・鮮魚・精肉・惣菜・弁当など食料品の産直店舗、喫茶店

さらに、入居者と地域の方の交流空間として、さまざまな催しにも利用できる地域サロンのような広場や催事ホールなど、住居施設とともに、複合施設を兼ね備えた施設整備を行い

魅力的なまちづくりを実施している地域もあります。

これからの時代、既成の密集市街地や地方中心市街地では、居住、福祉、まちの魅力化など総合的にやらないと地域の環境や生活改善運動である「まちづくり」ができないのではないかと考えます。

ぜひ、民間資金や国の交付金などの活用で、旧県立中央病院跡地を「まちづくり」のモデル事業として展開できないか検討していただきたいと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

(小出病院事業管理者答弁)

三野議員の旧県立中央病院の跡地利用についての御質問にお答えいたします。

旧県立中央病院の跡地については、土地の一部が土壤汚染対策法の調査対象地域であったため、昨年11月より、跡地全体について、土壤汚染状況調査を実施しておりましたが、指定基準値を超える物質は検出されなかったことから、結果について、先月、高松市への報告を行ったところです。

現在は、今後の取扱いの検討に当たり、まずは、建物の解体・撤去の手法や範囲の選定、また、費用の把握が必要となることから、それらを得るための解体実施設計に向けた手続きを進めているところです。

旧中央病院跡地については、「新香川県立中央病院基本計画」において、土地の売却益を新中央病院の建設のための経費の一部に充てることとしているため、病院局としては、基本的には、より有利な条件で売却したいと考えております。

(浜田知事答弁)

次は、旧県立中央病院の跡地利用についてであります。

旧県立中央病院の跡地については、御指摘のとおり平成20年3月に作成された「新香川県立中央病院基本計画」において、売却することを前提に収支計画が立てられており、土地の売却益が新中央病院の建設のための経費の一部に充てられることになっております。

そのため、できるだけ有利な条件で売却する必要があるものと認識しておりますが、一方で、跡地の利活用について、議員御指摘の観点をはじめ、様々な御意見があることも承知しております。

いずれにいたしましても、旧中央病院跡地の取扱いについては、今後、病院局において、土地価格や解体撤去費用の見込みについて精査し、

その上で、どのような売却方法が適切か、慎重に検討する必要があると考えております。



最後に一言申し述べさせていただきます。

選挙は民主主義の基本であり、選挙に参加することによって、国民の意見がはじめて政治に反映されるわけですが、今回の低投票率は、この民主主義が揺らいでいることを党派を超えて政治家が共有しなければならないと考えます。

また、「地方自治は民主主義の学校である」とよく言われます。

この言葉には、地方自治は生活に密着して行われることから、身近な地域の問題について自分たちで決定するようにすれば、民主主義の本質的な要素を肌で学びとることができるという考え方に立っています。そういう意味で、「民主主義は地方自治の中で育つ」と言っても過言ではないと思います。私も地方自治に関わる一人として、この視点を持ってこれからも頑張っていくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。